

保管場所使用権原疎明書面(自認書)

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用
行政書士専用

保管場所の位置					
A 使用者	住所	駐車場名 〒()	指定番号	号	
	氏名	() 局 番			
使用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
B 証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有・管理物件であることに間違いありませんので、自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。自己使用の場合は自認書とする。 尚、当証明書持参の行政書士 桑原裕介 に補正及び職印による訂正を承認する。 平成 年 月 日 所有者・管理者 〒() 住所 () 局 番 氏名 印					

A欄	所有者	氏名:	住所:
	共有者	氏名:	住所:

- 備考
1. 保管場所使用権原疎明書面(自認書)・保管場所使用承諾証明書については、本書の目的に当てはまる表題の前の□の中にレをチェックする。
 2. 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所の届出の場合は届出に○を付ける。
 3. 土地・建物については、どちらか当てはまる方に○を付ける。両方当てはまる場合は両方に○を付ける。
 4. 所有者・管理者については、どちらか当てはまる方に○を付ける。所有者又は共有者が別にいるときはA欄に記入する。
 5. 本書を保管場所使用権原疎明書面(自認書)として使用する場合は、点Aと点Bを直線で結び、「使用者」「使用期間」欄を削除する。
 6. 虚偽の書類を作成したときは、20万円以下の罰金が科せられるので確認の上、記入すること。

行政書士欄
行政書士相模中央法務事務所
神奈川県相模原市中央区中央1-6-2-1
行政書士 桑原 裕介
登録番号第10092339号